## 隠岐の島町 賃借料情報

平成25年1月1日から12月31日までに締結(公告)された賃貸借における賃借料(10a 当たり)の状況は、以下のとおりです。

※平成21年12月に農地法の一部が改正となり、以前の「標準小作料制度」が廃止となりました。 それに代わり、農業委員会は、賃借料(10a当たり)に関するデータを情報提供することとなりました。

平成26年3月1日

## 1. 田(水稲)の部

締結(公告)された地域名		平均額	データ	数	【参考】 使用貸借件数	備考
旧西郷町	平野部 (城北町·二本松·中村)	7,300 ₽		47	20	
	山間部(その他)	6,000 ₽		44	85	
旧都万村	平野部(都万)	7,200 ₽	1	80	16	
	山間部(その他)				57	
旧五箇村	平野部 (南方·北方·郡·小路·苗代田)	5,700 ₽	]	96	3	
	山間部 (山田·代·那久路·久見)	3,000 ₽		54	24	
(参 考) 隠岐の島町全域		5,700 ₽	3	49	205	

## 2. 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	データ数	〔参考〕 使用貸借件数	備考
隠岐の島町全域	4,200 円	4	12	

- \*1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- \*2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。